青森県民有林野造林補助規則 新旧対照表

改正後	改正前
(補助対象事業等) 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。 一 森林環境保全直接支援事業 二 特定森林再生事業 三 共生環境整備事業 四 機能回復整備事業 五 森林災害復旧事業	(補助対象事業等) 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。 一 森林環境保全整備事業 三 環境林整備事業 三 共生環境整備事業 五 森林災害復旧事業